

IT-Professor  
情報資産モニタリング基準

2021年10月

IT-Professor IT部



## 1. 趣旨・目的

この実施基準は、IT-Professor（以下、IT-P と称す）グループ情報セキュリティポリシー第 12 章(第 30 条)の規定に基づき、情報資産を不適切な利用、漏洩、盗難、改ざん、破壊等から保護するためのモニタリングについて、必要な基準を定めたものである。

## 2. 定義

本基準で用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

### 1) モニタリング

情報資産の利用に関する記録や統計を継続的に管理し、当該情報資産に対する不適切な利用、漏洩、改ざん、破壊等を検知すること。

なお、情報資産の利用に関する記録や統計を、モニタリングデータと称する。

## 3. 対象

### 1) 対象となる情報資産

- ・ 電子化情報(電子化データ、電子メール、音声、画像等)
- ・ 情報システム(ハードウェア、ソフトウェアおよびネットワーク等)

## 4. 役割

次のとおり役割を定義する。

### 1) 担当役員

- ・ IT-P グループにおける全てのモニタリングを統括する責任を負う。
- ・ 本基準で定めた責任を全うするために、各部門長等に対し、IT-P グループにおけるモニタリングに関する協議、決定に参画させることができる。

### 2) 部門長等

- ・ IT-P グループにおけるモニタリングに関わる協議、決定に参画する責任を負う。

### 3) IT 部長

- ・ 担当役員の指示に基づき、各情報資産に対するモニタリングの適用、モニタリングデータの管理および運用状況の管理に関わる責任を負う。

- ・ 本基準で定めた責任を全うするために、モニタリング管理者を任命することができる。

#### 4) モニタリング管理者

- ・ IT 部長の指示に基づき、IT-P グループにおけるモニタリングに関わる業務を担う。

## 5. 遵守事項

モニタリングを適切に実施するため、本基準で定めた事項を遵守しなければならない。

### 1) モニタリングの実施

- i モニタリングは、情報の機密性、情報システムの重要性に応じた内容で実施されなければならない。
- ii モニタリングデータの取得内容、取得手段等については、関係各部門等の役割に基づく協議と合意の上、担当役員の承認を経て決定されなければならない。
- iii モニタリングデータは、対象となる情報の機密性、情報システムの重要性に応じて適切に保全されなければならない。
- iv モニタリングデータへのアクセスは、最小限に留めなければならない。また、管理権限と調査権限を分離する等の配慮を行い、権限を分散させなければならない。
- v モニタリングにおいて、異常が認められた場合には、IT 担当役員に対し速やかに報告されなければならない。

### 2) モニタリングデータの調査

- i モニタリングデータの調査にあたっては、事案に応じた調査の目的、調査対象、調査範囲、調査手段などの調査内容が明確にされなければならない。
- ii モニタリングデータの調査は、関係各部門の役割に基づく協議と合意の下で調査内容が客観的に評価されたのち、担当役員の承認を経て、実施されなければならない。
- iii 調査に必要なデータは、決定された調査内容に基づいてモニタリングデータから抽出し、調査を主管する部門長等に提示されなければならない。
- iv 調査データや調査結果等の電子化情報は、電子化情報取扱基準に従い取り扱われなければならない。
- v 調査実施にあたっては、特にプライバシーの保護に配慮されなければならない。

### 3) モニタリング実施状況の記録・点検

- i モニタリングが定められた内容に従って実施されていることが確認できるよう、実施状況は記録・点検されなければならない。

## 6. 例外事項

法令または別途定められた規程等により特別の定めがある場合には、責任体制に基づき適切に判断し処理しなければならない。

## 7. 公開の範囲

本基準は、「社外秘」とし、IT-P グループの従業員等を対象に公開する

## 8. 改廃

本基準は、定期的に見直しを行うこととし、IT 部にて適宜改定を行うこととする。

また、改定が必要と判断された場合は、速やかに変更を行い、責任体制(情報セキュリティ管理体制)を通じ、その内容をすべての従業員等に周知することとする。

## 改附則

本基準は、2021 年 10 月 10 日より適用とする。